経済協力開発機構（OECD）
Organisation for Economic Cooperation and Development

Ⅰ　概要

1　住所等

Tel.	＋33 1 4524 8200
URL	https://www.oecd.org/
所在地	2, rue André Pascal, 75016 Paris, FRANCE
幹　部	Mathias Cormann（事務総長：オーストラリア／Secretary General） 武内 良樹（事務次長：日本／Deputy Secretary General） Mary Beth Goodman（事務次長：米国／Deputy Secretary General） Fabrizia Lapecorella（事務次長：イタリア／Deputy Secretary General）

2　設立目的

戦争により疲弊した欧州経済の立て直しを目的とした米国のマーシャル・プランの受容機関として 1948 年に設立された欧州経済協力機構（Organisation for European Economic Cooperation：OEEC）を前身とする。OEEC は設立後その活動を通じて欧州経済の復興と発展に貢献し、1950 年代後半までには目的を達成、その後自由主義経済圏諸国の協力機構に改組することになり、1961 年に 20 か国が参加して OECD が設立された。

OECD は、政治及び軍事以外の経済及び社会のあらゆる分野にわたって広範囲に意見及び情報を交換し、各国の政策の調和を図ることを目的とする。主要目的として以下の 3 項目が OECD 設立条約（第 1 条）に明記されている。

・経済成長

資金の循環の安定を維持しつつ、できるだけ高度の経済成長を維持すること及び、雇用の増大並びに生活水準の向上を図ること。

・途上国援助

経済発展の途上にある諸地域の健全な経済成長に貢献すること。

・多角的な自由貿易の拡大

国際的義務に従い、多角的かつ無差別な基礎に立った世界貿易に貢献すること。

このほか、OECD 設立後の国際社会、国際経済の多様化に伴い、環境、資源エネルギー、農林水産、科学技術、教育、高齢化、年金・健康保険制度等の経済社

会の広範な分野での活動を展開している。2024 年度の予算は総額 3 億 5,200 万 EUR となっている。

３　加盟国

2024 年 11 月現在の加盟国は 38 か国である。

（１）設立当初（1961 年）からの加盟国（20 か国）

オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国

（２）設立後の加盟国（18 か国）（括弧内は加入年）

日本（1964 年）、フィンランド（1969 年）、オーストラリア（1971 年）、ニュージーランド（1973 年）、メキシコ（1994 年）、チェコ（1995 年）、ハンガリー（1996 年）、ポーランド（1996 年）、韓国（1996 年）、スロバキア（2000 年）、チリ（2010 年）、スロベニア（2010 年）、イスラエル（2010 年）、エストニア（2010 年）、ラトビア（2016 年）、リトアニア（2018 年）、コロンビア（2020 年）、コスタリカ（2021 年）

OECD は、ブラジル、インド、中国、南アフリカ共和国、インドネシアをキーパートナーとし、関与強化プログラムを通じた協力を進める等、新興市場国との関係強化を積極的に進めている。OECD 加盟候補国のうち、アルゼンチン、ブラジル、ペルー、ブルガリア、クロアチア、ルーマニア、インドネシア及びタイとの加盟に向けた協議を開始している。また、2022 年 10 月には、ウクライナを OECD 加盟候補国として承認した。

Ⅱ　組織の概要

（１）理事会（Council）

加盟国の代表 1 名（原則大使が対応）と欧州委員会の代表によって構成される OECD の最高意思決定機関。

（２）委員会（Committees）

政治、軍事を除く経済、貿易、科学、雇用、教育、金融等の政策領域に関する現状や政策を検討・議論。各国の行政機関の担当者が参加する委員会、作業部会、専門家グループが合わせて数百設置されている。

（３）事務局（Secretariat）

エコノミスト、法律家、科学者等の専門家 3,300 名のスタッフによって構成され、委員会のサポートを担う。

Ⅲ　情報通信分野における活動内容

デジタル政策委員会（DPC）の活動

（１）デジタル政策委員会（DPC）の概要

科学技術イノベーション局（Directorate for Science, Technology and Innovation：STI）を事務局とするデジタル政策委員会（Digital Policy Committee：DPC）が情報通信分野に関する検討の場となる。DPC は、自らデジタル経済に関する主要政策課題に取り組むほか、下部組織として以下の五つの作業部会が設置されている。

①情報通信インフラやサービスに関する政策分析やベストプラクティスの共有、インターネット・通信と放送の融合・次世代ネットワークやブロードバンドの発展等における社会的及び経済的な分析等を行う「接続性サービス・インフラ作業部会（Working Party on Connectivity Services and Infra-structures：WPCSI）」

②デジタル経済に関する統計情報の整備やデジタル経済政策が経済や社会に与える貢献に係る分析を行う「デジタル経済計測分析作業部会（Working Party on Digital Economics, Measurement, and Analysis：WPDEMA）」

③マルチ・ステークホルダー・プロセスを通じてデータガバナンスやプライバシーに関する政策を推進する「デジタル経済データガバナンス・プライバシー作業部会（Working Party on Data Governance and Privacy in the Digital Economy：WPDGP）」

④経済及び社会活動に対するデジタルセキュリティの管理等、デジタル変革による恩恵を損なうことなくデジタルセキュリティを強化するための政策を推進する「デジタルセキュリティ作業部会（Working Party on Digital Security：WPDS」

⑤各国による人工知能（AI）政策や取組みの実施・評価等に関する分析、信頼性と説明責任のある AI のためのアプローチ及び AI 政策に関するオンライン・プラットフォーム（AI 政策に関するオブザーバトリー（OECD AI Policy Observatory：OECD.AI））のデータ収集・分析等を行う「人工知能（AI）ガバナンス作業部会（Working Party on Artificial Intelligence Governance：WPAIGO）」※2022 年設置。2024 年 6 月、「AI に関するグローバル・パートナーシップ（Global Partnership on AI：GPAI）」と事務局機能を統合した（詳細は後述）。

DPC 及び各作業部会は、通常年 2 回、全体会合を開催し、意思決定を行っている（加盟国によるコンセンサスベース）。現在、飯田陽一氏（総務省）が DPC 議長を務めている。

（２）DPC の活動状況

DPC で議論され、採択された文書の主なものとしては、「ブロードバンドの発展に関する理事会勧告」（2004 年（2021 年改定））、「インターネット政策策定原則に関する理事会勧告」（2011 年）、「デジタル環境における青少年に関する理事会勧告（旧称：オンライン上の青少年保護に関する理事会勧告）」（日本提案。2012 年（2021 年改定））、「プライバシー・ガイドライン」（2013 年改定）、「セキュリ

ティ・ガイドライン」（2015 年改定）、「デジタル経済に関する閣僚宣言：イノベーション、成長、社会的繁栄（カンクン閣僚宣言）」（2016 年）、「医療データガバナンスに関する理事会勧告」（2016 年）、「AI に関する理事会勧告」（2019 年（2024 年改定））、「重要活動のデジタルセキュリティに関する理事会勧告」（2019 年）、「データのアクセス及び共有に係る一般原則に関する理事会勧告」（2021 年）、「デジタルセキュリティに関する理事会勧告」（2022 年）、「信頼性のあるガバメントアクセスに関する閣僚宣言」（2022 年）、「信頼性のある、持続可能で、包摂的なデジタルの未来に関する閣僚宣言」（2022 年）が挙げられる。また、各国の情報通信分野の統計情報や政策動向等をまとめた「デジタル経済白書（Digital Economy Outlook）」を定期的に刊行しているほか、「Artificial Intelligence in Society」（2019 年 6 月）をはじめ、数多くの分析レポートが公表・刊行されている。

2012 年に日本からの提案によって策定された「オンライン上の青少年保護に関する理事会勧告」は、採択から現在までの技術的、法的、政策的な変化を考慮し、「デジタル環境における青少年に関する理事会勧告」と改称され、2021 年 5 月に採択された。同勧告は、オンラインにおけるリスクからの保護とデジタル社会がもたらす便益の促進との間のバランスを見出し、青少年のための安全かつ有益なデジタル環境を促進するための原則を示すことを目的としている。

「ブロードバンドの発展に関する理事会勧告」については、ブロードバンドを取り巻く環境の変化を踏まえ、2020 年 11 月の DPC 会合において改定案が議論され、2021 年 2 月の理事会において採択された。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行によって、より多くの人々がオンライン上で労働・学習・交流するようになり、ブロードバンドへの容易なアクセスの重要性が強く示された。接続性を高め、ブロードバンド・ネットワークの品質を向上させるため、政策立案者や規制当局の指針となる政策・規制のロードマップを示すこの勧告は、①ブロードバンドの展開における競争・投資・イノベーションの促進、②デジタル・ディバイドの解消、③強靭で、信頼性が高く、安全かつ大容量のネットワークの確保、④通信ネットワークの環境への負の影響の最小化、⑤接続性状況に関する定期的な評価で示されている 5 原則及びその実現に向けた取組みで構成されている。

2016 年の「カンクン閣僚宣言」を踏まえて取組みが進められている「Going Digital プロジェクト」は、デジタル化が社会全体にもたらす便益と課題を明らかにし、デジタル化の推進に向けた政策提言を行うこと等を目的とするものである。プロジェクトの対象は情報通信分野にとどまらず、雇用や技能、教育等広範にわたり、関係部局と連携して取組みが進められている。第 1 フェーズ（2017～2018 年）、第 2 フェーズ（2019～2020 年）、第 3 フェーズ（2021～2022 年）、第 4 フェー

ズ（2023～2024 年）の 4 フェーズで議論が行われた。第 4 フェーズでは、「コネクティビティ・デバイド」、「テクノロジー・ガバナンス」及び「ツイン・トランジション」というテーマについて議論が行われた。現在、Going Digital 統合政策フレームワーク及び測定ロードマップの改定に向けて議論が継続している。

DPC は、2016 年 4 月の香川・高松 G7 情報通信大臣会合における高市総務大臣（当時）からの提案を端緒として AI に関する取組みに着手してきた。総務省と OECD が共催した国際カンファレンス「AI: Intelligent Machines, Smart Policies」（2017 年 10 月）や AI の信頼と導入を促進するための原則を絞り込む専門家会合（2018 年 9 月～2019 年 2 月）等の取組みを経て、2019 年 5 月に開催された OECD 閣僚理事会において「AI に関する理事会勧告」が採択され、現在 OECD はこの分野の国際的な議論の主導的な場となっている。「AI に関する理事会勧告」の採択から 5 年を迎えることから、近年急速に発展した生成 AI を含む技術的・政策的発展を反映・促進するために、勧告の見直しが行われてきた。2024 年に開催された閣僚理事会では、我が国は議長国として、広島 AI プロセスの議論を反映させつつ「AI に関する理事会勧告」の改定に関する議論を主導。その結果、生成 AI による偽・誤情報への対処に関する内容等を追記した「AI に関する理事会勧告」の改定版を採択・公表した。

2020 年 2 月には、加盟国等における理事会勧告の施行状況を把握するとともに、AI に関連する動向や政策に関する情報共有を進めること等を目的とする「OECD.AI」が設置された。また、フランス及びカナダの主導により「人間中心」の考えに基づく責任ある AI の開発と使用に取り組む国際的なイニシアチブとして 2020 年 6 月に立ち上げられた「AI に関するグローバル・パートナーシップ（Global Partnership on AI：GPAI）」（日本を含む 14 か国及び EU が創設メンバーとして参加）は、OECD に事務局が設置された。2021 年 11 月の閣僚級理事会において、日本が 2022～2023 年の議長国となることが承認され、第 3 回年次総会である GPAI サミット 2022 が、2022 年 11 月 21～22 日にかけて東京にて開催され、25 の国と地域が参画した。第 4 回年次総会にあたる GPAI サミット 2023 は 2023 年 12 月 12 日～14 日にかけてインドのニューデリーで開催され、29 の国と地域が参画、2023～2024 年の議長国は日本からインドに交代した。2024 年 7 月には、パリ・モントリオールに加え、アジア初となる GPAI 東京専門家支援センターが設立された。また、2024 年 12 月 3 日～4 日にかけて、セルビアにて GPAI サミット 2024 が開催され、「GPAI ベオグラード閣僚宣言」が採択された。

なお、GPAI については 2024 年 6 月に新体制（統合パートナーシップ）への移行に伴い、AIGO と一体的に運営されている。これにより GPAI 加盟国であるものの OECD には加盟していない 6 か国（アルゼンチン、ブラジル、インド、セルビア、セネガル、シンガポール）も OECD における AI の議論に招待国として参

加できるようになった。

Ⅳ　OECD の我が国にとっての意義・有用性

情報通信分野は技術革新のスピードが速く、その影響が国境を越えて伝播するため、国内の制度を含めた各国の政策に関する国際調和が極めて重要となる分野である。OECD におけるプライバシーやデジタルセキュリティに関するガイドラインや勧告、通信料金のベンチマークの設定や情報通信分野における競争政策のベストプラクティスの共有といった取組みは、加盟国のみならず政策担当者に広く参照されており、OECD は政策の方向性等に関する国際的なコンセンサスを形成する場としても重要な役割を果たしている。

我が国は、AI に関する理事会勧告の策定に当たり、「AI 開発ガイドライン（2017 年 7 月公表）」や「AI 利活用原則案（2018 年 7 月公表）」、「人間中心の AI 社会原則（2019 年 3 月決定）」等の国内の検討結果を積極的に発信する等、専門家会合や DPC における議論に大きく貢献してきたところである。

このほか、OECD は、議長国の支援をはじめ、G7・G20 の議論に積極的に貢献する役割が期待されている。2019 年 6 月に開催された茨城つくば G20 貿易・デジタル経済大臣会合においては、AI やサイバーセキュリティ等の議題について、準備段階から積極的に議論に貢献してきた。特に AI については、上記大臣会合において G20 としては最初の AI に関する合意文書となる「G20AI 原則」が採択されたところであるが、この原則は OECD の AI に関する理事会勧告を引用したものとなっている。なお、G20AI 原則については、同月の G20 大阪サミットにおいても首脳レベルの議論が行われ、G20 大阪首脳宣言の附属文書としても採択されている。2023 年 5 月の G7 広島サミット首脳声明において、国や分野を超えてますます顕著になっている生成 AI の機会及び課題について OECD 及び GPAI と協力して議論することとして創設された広島 AI プロセスでは、「広島 AI プロセス包括的政策枠組み」が同年 12 月の G7 デジタル・技術大臣会合で合意、続く首脳テレビ会議において歓迎された。同枠組みにおいては、OECD に対して、信頼できる AI やリスク管理の実践に関する OECD の作業等の既存の AI の取組みにおいて広島 AI プロセスの成果を考慮することが奨励されており、2024 年の「AI に関する理事会勧告」見直しにおいては、広島 AI プロセスの成果を反映する方向で議論がなされた。

我が国としても、OECD のこうした役割を認識し、我が国固有の施策を含め、情報通信政策の動向等について、OECD を通じた国際的な発信を強化することが求められている。